

賃(民間賃貸住宅とほぼ同程度になるよう算定された家賃)とさせていただくとともに、速やかに退去していただきます。もし退去されないとときは、入居許可を取り消し、強制的に住宅を明け渡していただきます。

なお、退去に際しては、収入超過者と同様に、特別賃貸県営住宅や兵庫県住宅供給公社賃貸住宅のあっせんを行っています。

## 5 入居中の各種手続き

入居中に次のようなことがあれば、管理事務所へ申し出て、手続きを行ってください。もし、手続きを怠りますと、不利益を受けることがありますので、くれぐれも注意してください。

また、申請書類は必ず管理事務所へ提出してください。

### ▶氏名の変更

入居者や同居者の方が入居後、結婚または離婚などにより、氏名が変わったときには「氏名変更届」を提出してください。

### ▶同居者の変更

同居者に変更がある場合は、次の手続きを行ってください。

#### ●同居承認申請書

入居者が、入居の際に同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ同居承認申請書により申請を行い、同居承認を得る必要があります。

ただし、出産により同居の方が増えた場合には、出産後すみやかに同居承認申請を行ってください。

また、当初から県営住宅に入居されていた方でも、一旦退去され、何らかの理由により再び同じ住宅に入居しようとする場合には同居承認が必要です。

この同居承認は、例えば、入居者が同居しようとする者を扶養親族として引き取って同居する場合などで、過密居住にならない程度で認められます。

なお、家賃を滞納している場合や同居によりその世帯の収入が入居収入基準を上回るなどの場合には、同居は認められません(出産、結婚及び養子縁組により同居者が増える場合を除く。)。申請の前に必ず管理事務所に相談してください。

また、同居する理由がなくなったときは、速やかに退去していただきます。

#### ☆ご注意☆

無断同居者には、原則として退去いただくとともに、本来の入居者にも不利益な取扱いがなされる場合があります。

#### ●入居者異動届

同居者に転出または死亡による異動があつたときに、すみやかに提出してください。

また、入居者の勤務場所・勤務先が変わったときも、同様に届け出してください。

### ▶名義人の承継

名義人が死亡または離婚・結婚・特別養護老人ホームへの入所により退去した場合には、原則として住宅を返還していただきますが、以下に該当する方は「承継承認申請書」により申請していただくことにより、引き続き入居できる場合があります。

ア) 配偶者

イ) 60歳以上の高齢者

## ウ) 障害者で次に掲げる者

- a 身体障害者(身体障害者手帳の所持者で障害の程度が1~4級までの者)
- b 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の所持者で障害の程度が1~3級までの者)
- c 知的障害者(療育手帳の所持者で障害の程度がA、B1、B2の者)

### ☆ご注意☆

名義人が前記以外の理由で転出した場合や、承継後の世帯収入が高額所得者の収入基準を上回る場合、不正行為により入居している場合、家賃や共益費、駐車場利用料金を滞納されているなどの場合には、承継は認められません。

## ▶住宅の交換

県営住宅に現在お住まいの方が他の県営住宅に移転することは、原則としてできませんが(住宅の建替・集約事業による場合等を除く。)、次のような場合で、特別な事情がある場合には、例外的に他の県営住宅への移転(住宅交換)が認められることがあります。

- ア) 入居後の家族数の増加または減少により、現住宅より広い住宅、または狭い住宅へ移転したい場合
- イ) 入居後、勤務先の変更などにより通勤時間が著しく長くなった場合
- ウ) 入居者が老齢、傷病などのため、現在の住宅に住むことが著しく困難となった場合ただし、入居者に家賃や共益費の滞納が無く、現住宅に1年以上居住し、収入基準に適合している必要があります。

なお、移転先住宅については、空家の発生状況などにより、地域、間取りなどが相当制限され

ることがあります。

また、通勤時間を証する申告手続及び老齢、傷病状況を証する申告手続等を要します。

詳しくは、管理事務所にご相談ください。

## ▶連絡人の変更

連絡人は、入居者が不在等で連絡がつかない場合、指定管理者等に変わり入居者に連絡をとっていただく方です。

したがって、この連絡人が死亡などにより変更する場合は、名義人は、すみやかに改めて連絡人を届け出てください。

なお、連絡人からの変更の申し出は認められません。

## ▶住宅の用途の変更等

### ●増築・改築

住宅の増築・改築は原則として認められませんが、テラス住宅や平屋建ての住宅については、一定条件のもとで増築が認められることがあります。この場合には必ず手続きが必要です。また、無断で増築を行えば撤去命令を受けることもあります。なお、退去の際には、原状に回復していただきます。

### ●模様替え等

身体障害者、老人世帯などにおける室内手スリ設置等の模様替えは認められることがあります、退去時には原状回復を行う必要があります。

詳しくは、管理事務所にご相談ください。

## ▶しばらく留守にしたいとき

入院・施設入所・出張・旅行などにより、15日間以上留守にするときは、一時不在届を連絡員または管理事務所へ届け出してください。

納入通知書で住宅使用料を納められている方は、届出期間中、留守中の連絡先へ納入通知書を送付します。

届け出を怠ったまま長期間不在であったときは、無断退去または住宅不使用として、入居許可を取り消すことがあります。

各種申請書などの用紙は、管理事務所にご請求ください。

## 6 マイナンバーの登録

公営住宅の管理業務は、マイナンバーの利用対象事務として法定されていることから(一部の県営住宅を除く。)、県でも県営住宅の管理業務にマイナンバー制度を導入することとし、入居者の皆さんマイナンバーの登録を進めています。

マイナンバーを申告・登録していただくことにより、県が他の都道府県や市町村等と情報連携を行って、県営住宅の管理に必要な特定個人情報を取得することが可能になります。これにより、従来、各種申請時に入居者ご自身で取得、提出いただいたいた公的機関発行の証明書の添付を、一部の事務では省略できるようになります。

入居者の皆さんから提出されたマイナンバーに関する書類等は、これまで同様、県及び指定管理者で厳正に管理するとともに、マイナンバー法と関連する法令、条例・規則に定める事務以外に皆さんのマイナンバーを利用して特定個人情報を取得、利用することはできません。

マイナンバーの申告・登録と共に伴う必要な書類等については、管理事務所にお問い合わせください。

なお、申請(申告)時にマイナンバーの記載を要する書類は、以下のとおりです。

- ・収入申告書
- ・住宅あっせん申出書
- ・駐車場利用許可申請書

## 7 退去にあたって

### ▶住宅の返還

県営住宅を退去される時は、必ず退去予定日の30日前までに、敷金領収書を添えて「住宅返還届」を管理事務所に提出してください。「住宅返還届」は管理事務所にありますので、予め管理事務所に連絡願います。

☆ご注意☆

「住宅返還届」を提出し、住宅を引き渡すまでは、事実上退去していても、引き続き住宅使用料(家賃・共益費(県徴収分))が請求されます。\*

\*滞納すれば、本人に請求します。また、訴訟を提起しますので、ご注意願います。

### ▶原状回復義務

県営住宅は、あなたにお貸ししているものです。退去の際には、次に入居する人の立場に立って、入居された時の状態に修繕・回復してください。畳の表替え・ふすまの張り替えは、入居期間の長短にかかわらず必ず行っていただきます。県が設置したカーテンレール及び網戸についても入居時と同等の機能が維持されているよう修繕等をしてください。

また、カーペットについては、汚れや傷み具合により張り替えを行っていただきます。

なお、個人で設置した風呂設備(浴槽・風呂